

契約書等ニ利害關係人ノ國籍ヲ記入スベキ義務ニ就テ、敵國民ト爲シタル長期給付契約等ノ處分ニ就テ」（菊判二三頁）、大正八年一月外務省通商局（祕）「敵國人私有財產處分問題」（菊判一五三頁）、大正七年十二月外務省通商局（祕）「國際交通商業ニ關スル問題」（菊判一八二頁）を參照すべし。

第五節 支那との條約交渉

第一款 世界大戰前に於ける支那との一般通商條約交渉

明治四年七月二十九日、天津に於て「大日本國大清國修好條規」なるものが締約された。其の要領は第一條に於て今後日本と清國は愈々和誼を厚くすること、（基督教と清國は天壤無窮。）「第二條に於て「若し他國より不公及び輕する事有る時其知らせをなさば何れも互に相助け或は中に入り程克く取扱ひ（或從中善爲調處）友誼を敦くすること」との字句を以て互助調停に關する規定を設け第八條、第九條等に於て相互に領事裁判権を又附屬通商章程に於て相互に協定税目の附與を規定した。即ち全然對等條約であつたがこの條約は日清戰爭によつて失效した。

次ぎに明治二十八年四月十七日下關に於て日清戰爭の結果講和條約が締結された。同條約第六條に於ては先づ在來の兩國間の通商條約は交戦のため消滅せる故新たに通商航海條約及陸路交通貿易に關する協定を締結すべく而して右新通商航海條約は現に清國と歐洲各國人との間に存在する諸條約章程を其の基礎とすべきを規定する外支那は日本に對して次ぎの諸項を約した。

一 新條約成立するまで支那は日本國政府、官吏、商業、航海、陸路交通貿易、工業、船舶及臣民に對し總て最惠國待遇を與ふべし。

二 沙市、重慶、蘇州、杭州の四市港を開くべし。

三 宜昌より重慶に至る航路及び上海より蘇州、杭州に至る航路に付き内水航行權を附與すべし。

四 日本國臣民に對し清國各開港場及び開市場に於て製造業に從事する權利を與へ、右に依る製造品に對する内國稅、通過稅等に關しては、同種外國輸入品と同様の待遇をなすべし。

明治二十九年七月二十一日上記講和條約の規定に基き北京に於て林（董）公使と清國總理各國事務大臣張蔭桓との間に日清通商航海條約が締結された。之は支那が一般歐米諸外國と結べる條約に準じて起草せられたものであるが、その第三條に於て日本へ片務的に領事裁判權賦與を規定し、第九條に於て日本へ片務的協定稅率を規定し、第十一條及第十二條に於て抵代稅を從價二分五厘と規定し、又抵代稅を納めたる貨物は一切の内國稅を免かれることを規定してゐる。更に第二十條及第二十二條に於て領事裁判權に關し詳細なる規定を設け、第二十五條に於て一般的最惠國待遇を規定し、第二十六條に於て本條約は批准交換の日より十箇年の終りに於て稅目及本條約中通商に關する改正を要求し得、尤も右滿期後六ヶ月間に右要求又は改正が行はれざるときは更に十ヶ年間其の效力を存續すべしと規定した。

明治三十五年八月二十九日上海に於て清國輸入稅率改定に關する協定が成立した。元來支那の協定稅率は一八五八年（安政五年）の天津條約に依り從價五分を基礎とし同年十一月八日調印の上海協定により從量稅に改算したものであるが（前記明治四年日清修好條規に附屬稅目には之を其の儘襲踏す）其後に於ける支那物價の騰貴に依り從量稅は從價三分五厘位に相當することとなつた。依てこれより先明治三十四年九月七日北京に於て團匪事件に關する最終議定書が調印され、清國に對する賠償金四億五千萬海關泰爾と定めた際、清國をしてこの賠償金の支拂を容易ならしめるために前記明治三十五年八月に支那輸入稅改定が行はれたのである。右改訂の基礎は團匪事件議定書第二條末項の規定により一八九七年乃至一八九九年の三ヶ年平均陸上價格より輸入稅及雜費を控除したるものとした。

明治三十六年十月八日上海に於て日置一等書記官及小田切總領事に依り日清追加通商航海條約が調印された。之は

一九〇二年（明治三十五年）九月五日上海に於て調印の英清間の所謂マッケイ通商航海條約に倣ひたるものである。其の第一條に於て釐金稅を撤廢して之に代へて從價七分五厘迄の附加稅を設け得ること、貨幣制度、度量衡の改革をなすこと、清國の司法制度が改正せられたる場合には治外法權を撤廢すべきこと等を定めた。

第二款 滿蒙に關する諸條約の締結

明治三十八年十二月二十二日北京に於て滿洲に關する條約及附屬協定を締結、その第一條に於て清國は日露軍隊の撤退後成る可く速かに外國人の居住及貿易のために自ら進んで奉天省の鳳凰城、遼陽、新民屯、鐵嶺、通江子、法庫門、吉林省の長春、吉林、哈爾賓、寧古塔、琿春、三姓、黑龍江省の齊齊哈爾、海拉爾、愛琿、滿洲里の各都市を開くべきことを約した。是等を自開商埠と稱した。支那が自ら進んで開いた都市なることを意味する。條約で開いた都市に於ては支那は行政權を失ふたが、自開商埠に對しては支那は行政權を保有することとなつた。その外前記滿洲に關する條約附屬協定第九條に於ては既開港場たる營口並に新開市場たる安東縣、奉天に於て日本居留地を設置すべく約定し、更に第十一條にて滿韓國境貿易に於て相互に最惠國待遇を與ふべきことを約した。

抑も日本は支那に對する條約方針として一般外國民に對し居住權、土地所有權等を附與するところの内地開放を求めるることを窮屈の目的としたが、その第一として先づ滿洲に於ける日本人の經濟活動の自由を求める事に專念したのである。以下に述ぶる種々の段階を經て結局昭和十三年十二月一日を以て日本は獨立後の滿洲國に對し治外法權の撤廢を承認し、其の代りに全滿洲に於て日本人に對し恰も日本内地と同じやうに經濟活動の自由を獲得することとなつたのである。即ち日本の亞細亞大陸に對する發展はアレキサンダー、ナボレオン等の一時的の海外征服とは趣を異にし經濟發展を基調とするのである。

明治四十二年九月四日北京に於て伊集院公使と梁敦彦外相との間に間島に關する協約が調印された。その第二條に於て清國政府は下記各地を外國人の居住及び貿易の爲に開放することを約した。曰く龍井村（間島の首府所在地）、君子街、頭道溝、百草溝等である、第三條に於て清國政府は間島全地域に於て韓民の居住を許すことを定め、第四條に於ては上記雜居區域内に居住の韓民は支那の法權に服從し、一切行政上の處分について清國民と同様の待遇を受くること。但し日本領事官は右韓民の訴訟事件に於て自由に法廷に立會ふべきことを規定した。第五條に於ては右雜居區域内の韓民所有の土地及家屋は清國人民の財產同様に保護すべく、又上記區域内產出の米穀は韓民に對して國外に運搬を許すと規定した。右様の間島協約が成立したのは次の事情による。

朝鮮と滿洲との國境は長白山頂定界碑を起點とし南北へ向つて流るゝ河川に據り、その東を朝鮮、西を滿洲領といふことにしてあつた。然るに右定界碑正面より南するものは鴨綠江となるが、北するものは豆滿江とならず松花江の支流となつてゐた。これが國境だと思つて、朝鮮人は豆滿江を横切つて間島に入り込み、其の數約百萬人にも上り間島は事實上朝鮮の領土の様になつてしまつたのである。そこで明治四十年朝鮮總督府の齋藤大佐が兵を率ゐて間島に入り之れを占領したのである。清國政府は大に驚き種々日本政府と折衝の結果、日本は間島が支那の領土たることは認めめるが、在間島朝鮮人に對しては所謂既得權尊重の原則に依り、土地所有權も居住權も認めらるゝこととなつた。更に日本人のために上記四つの市を開くことになつたのである。こゝに困つた問題は内地居住といふこと、その國の法權に服從するといふことは不可分なる點である。朝鮮人が間島に居住を許されるならば支那の法權及行政權に服従しなければならないことである。そこで間島の朝鮮人のみは支那の法權に服從し又稅も納めるが、その裁判に對しては日本の領事官がこれに立會ふこと即ち會審權を得ることとして妥協したのである。つまり間島に於て日本は朝鮮人に對してのみ治外法權を拋棄しその代りに居住權及び農業權を有することになつたのである。

明治四十四年十一月一日滿鮮國境列車直通に關する條約が調印せられ、大正二年五月二十九日北京に於て右滿鮮國境通過貨物の關稅輕減に關する取極が調印されることとなつたのである。元來ロシアと亞細亞接境諸國との間には陸路貿易に關し種々の條約協定が存し、露國は露國側に於ては右諸條約による利益を列國に均霑せしめ得ざることを主張して居る。而して支那とロシアとの間に一八六一年（文久元年）の陸路通商協定等により國境通過の貨物に對し支那側稅關に於て三分の一の減稅を受けることとなつて居る。日本は前記明治三十八年十二月の滿洲に關する條約によりそれに均霑すべきを規定したが大正二年に至り朝鮮鐵道と安奉線とが連絡するに至りしにより滿洲に入る貨物に對して支那輸入海關稅より三分の一の減稅を受けることになり、更に大正八年五月三日間島方面に於ける鮮滿陸境關稅輕減取極が成立し北鮮より間島經由滿洲への輸入貨物に付同様の特典を受くることとなつた。是等諸協定により滿洲から朝鮮に輸出さるゝ貨物も亦支那輸出稅より三分の一の割引を受けることになつた。此の如く陸境輸出入貨物に對する特典を受くることは支那の西方及南方陸境にも均しく行はれたことであるが、其の後大正十一年のワシントン會議に於て機會均等に背くといふ米國の主張で右陸境經由貨物に對する減稅は一切なくなつたのである。尙滿洲に關しては明治四十五年五月三十日、北京に於て大連海關の設置及内水汽船航行に關する協定が調印された。當時日本は右關東州諸港と日本國諸港との間の航海は一般外國船に開放すべきことを宣言した。

その後調印されたのが大正四年五月二十五日の北京條約であり、所謂有名な廿一ヶ條條約である。第一次歐洲大戰中日本は支那に對し從來の懸案を總て解決する心算で廿一ヶ條の要求をなしたのである。その結果滿洲に付き日本が得たものは南滿洲及東部内蒙古に關する條約である。その第一條に於て旅順大連の租借期限並に南滿、安奉兩鐵道の營業期限を九十九年に延長した。第二條は注意すべき規定で、日本國臣民は南滿洲に於て各種商業上の建物を建築するため、或は農業を經營するために必要な土地を商租することを得と定め、第三條に於て自由に居住往來し、各種

の商工業其の他の業務に從事することを得と定めたのである。第四條に於ては日支合辦に依り農業及附屬工業を經營するを得べきこと、第五條第一項に於て上記各場合に於て日本國臣民は支那の警察法令及び課稅に服し、又旅券を地方官に提出して登録を受くべきこと、第二項に於て土地に關する訴訟は共同審判に附すべきこと、第三項に於て司法制度が完全に改良せらるゝ時は一切の訴訟は支那の法權に服從すべきことを定めたのである。然るに以上南滿洲開放の規定は滿洲に於て日本人が治外法權を有してゐたことゝ調和せず、結局此の開放は充分その目的を達し得なかつたのである。即ち日本國臣民が南滿に於て建物を建設するため、或は農業を經營するために必要な土地を商租することを得と定めた第二條の規定は昭和六年滿洲事變が起るまで實施を見るに至らなかつたのである。その理由は一般國際法上の原則に依れば、領土の開放とその國の裁判權に服從するといふことゝ不可分であるからである。前記北京條約第五條に於ては支那裁判制度の不充分なるを慮つて會審制度を定め、又司法制度が完全に改良せらるゝ時は一切の訴訟事件に付支那の法權に服從するとしたが、それは何れも實行に至らなかつた。從て所謂二十一ヶ條條約中最も日本に有利であつた北京條約第二條以下は實行せられずに入み、滿洲事變の發生に依り初めて之れが解決を見たのである。それが昭和十二年十一月の治外法權撤廢に關する日滿條約である。今後吾々の希望する所は昭和十五年十一月三十日の日支基本條約に依つて一日も早く支那に於ける治外法權の撤廢せられ、其の代りに日本人に對し支那全土が日本人の居住企業に開放せらるべきことである。尙北京條約の第六條に於て支那政府は自ら進んで東部内蒙古に於ける適當なる土地を開放すべきことを約したが、之れも日支事變前迄には未だ行はれなかつた。

更に右大正四年五月の北京條約第八條に於ては滿洲に關する日支現行各條約は本條約に別に規定するものゝ外、一切從前の通り實行すべきことを定めた。この條項と前記明治四十二年の間島協約との關係について解釋上多大の異議を生じたのである。即ち間島協約に依り朝鮮人は滿洲の一部たる間島に於て土地所有権利を有する代りに支那の法權

に服従したるのである。然し法律の一般原則に依り新しいものは古いものに代るものである。そこで日本は其後北京條約の規定を楯に採つて朝鮮人は間島に於て、支那の裁判権に服従せず一切日本の裁判権に服従するやうに變つた。たゞ土地に關する事件についてのみは會審の條件の下に支那の裁判に服すと主張したのである。しかしこれは日本の主張の方が無理で滿洲及び東蒙古に關する條約は一般原則であり間島協約は特別のものであるから其の效力を存したと見るべきものであらう。尙本條約附屬公文丙號にては奉天省六ヶ所、吉林省三ヶ所の鑛山採掘権を認めてゐる。

第三款 世界大戰中に於ける支那との條約交渉

第一 山東省に關する交渉

之より先大正三年八月二十三日日本はドイツに對し宣戰の布告をなし先づ青島攻略を行つた。而して右攻略後は既成事實を作らんがため大正四年五月廿五日膠州灣租借地處分に關する公文を支那政府との間に交換したのである。その中に於て、戰爭終結後膠州灣租借地が日本の自由處分に委せらるゝ場合に於て該租借地を支那に還付すべき條件を定めたのである。蓋し日本のドイツに對する大正三年八月十四日付最後的通牒中には、第二として「獨逸政府ハ膠州灣租借地全部ヲ支那ニ還付スルノ目的ヲ以テ一千九百十四年九月十五日ヲ限リ、無償無條件ニテ日本帝國官憲ニ交附スルコト」とあつたけれども、獨逸が右最後通牒に應ぜず、日本は武力を以て青島を攻略することとなつたから、右青島を支那へ還付の條件は實行するの義務なきも、道義上之れを日本に譲受くることは遠慮したのである。又當時ドイツ軍の勢が強くして、戰爭の結果が豫測出來なかつた關係もあるから、豫め支那との間に條約を結んで膠州灣の處分を決めたわけである。即ち右支那への還付の條件は

一 膜州灣を全部商港として開放すること。

二 日本国政府の指定する地區に於て日本專管居留地を設定すること。

三 列國にして希望する場合は別に共同居留地を設置すること。

四 ドイツの營造物及び財產の處分等は還附實行に先立つて日支兩國政府に於て協議すること。

之より先青島については、一八九九年（光緒二十五年）四月十七日北京に於て青島海關設置に關して獨清間に調印された條約がある。又同上附屬として一九〇四年（光緒三十年）四月十七日北京に於て內水汽船航行に關する協定が調印せられた。更に一九〇五年十二月一日北京に於て右青島海關設置に關する修正協定が調印せられた。（前述明治四十五年五月の大連海關設置に關する日支協定は上記三協定を基礎としたものである。）而して前記大正四年五月二十日付日支間の公文交換の結果大正四年八月六日北京に於て青島支那海關再開に關する取極めが調印され、支那海關は前記三獨清協定に基き、日本の軍政下に置かれることとなつた。尙前記大正四年五月二十五日調印の二十一ヶ條條約中には山東省に關し

一 支那政府はドイツが山東省に關し條約その他に依り有したる一切の權利利益の處分に付日本政府と協定することを承認すること、

二 芝罘龍口より膠州鐵道に接續する鐵道を敷設せんとする場合に於て支那政府は日本資本家に對し借款の商議をなすべきこと、

三 速に外國人の居住貿易のために山東省内に適當なる諸都市を開放すべきこと、
四 支那は山東省内若くは其の沿岸一帶の地及島嶼を何等の名義を以てするも外國に租與又は譲與せざること、
を約したる諸公文の交換があつた。

備考 支那に於ける自由港制度にも色々な區別がある。第一種の自由港制度は一八八九年四月ドイツと支那との間に締結され

た青島に關する條約がそれである。これは青島のみならず、膠州灣租借地全部を完全なる自由港としたのである。即ち青島の後方に租借地があり、租借地の外境に支那稅關があつた。この缺點は、租借地と奥地との間の聯絡が關稅に依て斷たれることである。シンガポールや香港の如く、中繼港としてはこの制度も宜いのであるが、大連、青島の如く奥地との關係に重きを置く所に於てはこの制度はよくない。それを改善するために出來たのが第二種とも云ふべき一九〇五年の協定である。一九〇五年の協定では青島だけを自由港とし、他の膠州灣租借地は支那の關稅地域に入れ、其の代りに關稅收入中ドイツ政府が三割を取り上げたのである。斯くて租借地と奥地との關稅障壁を無くし、青島だけに自由區を設けたのである。自由區とは保稅倉庫とか假置場とかいふものを大きくしたものである。此制度にては市外商埠地に在る外國人經營の紡績工場等の製品に對する課稅權については支那政府と協議せねばならぬこととなつた。其の代りに其の製品を支那内地に輸入する場合に於ては輸入稅を必要とせず單一生產稅を拂へばよいこととなつたのである。尙明治四十五年大連海關協定は第一種に近きも第二種の利益をも取入れたもので奥地の生産品を原綾として租借地に於て製造工業を爲すことに付便宜を計らつて居る。即ち第三種とも云ふべきものである。

第二 支那參戰に關聯する交渉

大正三年八月一日大戰開始後聯合國側に於ては歐洲大陸方面に於ける旗色悪く、大正四年の終り頃には日本に於てすら獨逸最員の論議を見るに至つた。從て支那としては出来るならば大戰中中立國の立場を維持したい意向であつた。然るに大正五年六月巴里に於て聯合國經濟會議を開催、獨逸等に對し國際法條規の許す以上に經濟壓迫手段を探ることに決し、同十月日本も單獨不講和の宣言に加入した。大正六年始めには米國に於ける參戰氣分も濃厚となつた。茲に於て米國が筆頭となり支那を聯合國側に引入れ、以て支那に於ける獨逸側の策動を封鎖せしめんと極力段祺瑞政府に參戰を迫ることとなつた。段祺瑞政府は右參戰の條件として一九〇一年の團匪賠償金年額支拂の延期、關稅の引上げに付聯合國側の同意を得んことを欲した。聯合國側に於ては大體に於て之に承諾を與へたるにより、支那政府は先づ大正六年（一九一七年）三月十四日獨逸に對し外交關係を斷絶するに至つた。然るに其の後支那は内政上の

理由により更に一步を進め參戰することを甚だ困難とするに至つた。蓋し若し支那が參戰を爲し聯合國側より種々の援助を受くるに至る場合に於ては段祺瑞總理の權力を甚しく増加すべきことを恐れ、黎總統及議會に於て之に賛成を躊躇するに至つたが爲めである。之が爲め段祺瑞總理派と黎總統及議會側との間に爾後甚しき内爭を續け議會解散、張勳の復辟及其の失敗、黎總統の解任、馮國璋副總統の昇格等の中間劇ありたる後、愈々支那は大正六年八月十四日に至り獨逸兩國に對して宣戰を布告するに至つたのである。依て聯合國政府は右支那側の參戰に答へんが爲め大正六年九月七日支那政府に對し參戰條件に關する覺書を英吉利、佛蘭西、日本、葡萄牙、ロシア等の代表者より送られた。右覺書中參戰の條件としては次の二項を同意し

- 一 前記諸國は一九〇一年の團匪賠償年額支拂を協定成立の翌月一日より五ヶ年の間無利子にて延期すること。
- 二 海關稅を現實從價五分の稅額に換算することの原則を認むること。又聯合國政府は中立國をして上記海關稅の増額を承認せしむる爲支那政府を援助すること。

其の代りに希望條件として左記事項を支那政府に勸告することとした。

- 一 支那政府は無條約國に對し一般國定稅率を發布すること。
- 二 支那人と敵國臣民との一切の取引を禁止すること。
- 三 聯合國公使館から其の姓名を示す敵國臣民を抑留又は追放すること。敵國臣民に對し集會すること航海及無線電信機を使用することを禁止し、又一切の戰時禁制品を沒收すること。
- 四 獨逸及墺洪國の商館を強制管理に附し完全なる清算を行ふこと。
- 五 支那及聯合諸國の利益の爲天津及漢口に於ける獨逸及墺洪國の舊專管居留地を各國居留地の形式に改組する爲聯合國政府の代表者と協議を遂ぐること。

- 六 支那の諸港に於て差押へた敵國商船を聯合國に譲渡し又は聯合側の使用に供すること。
- 七 聯合國公使館と協力し獨逸及墺洪國との取引禁止に關し聯合國と同様の規則を制定すること。
- 八 支那は出來得る限り完全且つ有效に聯合國との軍事行動に協調すること。

以上聯合國側よりの參戰條件中二、乃至七、は支那をして前記巴里經濟會議の決議に參加したると同様の效果あるしむるを目的とし、一、は支那をして協定税率とは異なる高率なる國定税率を制定せしめ、之を開戦後獨逸等舊敵國側生産品に適用せしめんとの目的を有するものなるが、右覺書に對して支那政府は大正六年十月五日付を以て左の如ご回答した。

一 無條約國に對する一般税率は起草済なるを以て將に公布されんとして居ること。

二 此の項は三と相互に關係する事項であるが支那政府は敵國臣民の商館及工業的企業に關しては特別規則を發布する考へである。支那政府に於て審査の結果必要と認めたものは既に之を閉鎖し且つ官吏を派して特に之が管理に當らしめて居る。

三 支那政府は敵國臣民に對し嚴重なる防止手段を執り陰謀者を發見次第之を拘禁して居る。内務部に於て詳細な規則を制定して一切を處理する筈である。敵國臣民の航海等は現に之を停止し、無線電信機及戰時禁制品は隨時之を沒收し、集會結社は嚴重に之を禁止する。

四 支那政府は天津及漢口の舊獨墺租界を全然改組する計畫中である。尤も在住各國民をして地方自治制度のみならず商業上の利益を享けしめ以て右兩地をして自開商埠地の模範たらしむべく再び專管居留地の舊狀に回復せしめざるものとす。

五 支那政府は其の差押へたる敵國商船を既に大達公司に貸下げ居れるが、支那政府に於て必要なるものを留保し

其の他は大達公司をして再貸下を行はしめ聯合諸國を援助する。

六 支那政府は今後制定すべき各種の規則に關し各國の現行規則を採用し、以て彼是辨法を異にすることなからしむ。

七 支那政府は聯合側の戰爭行為に對し出來得る限りの共助を爲す。

第三 支那關稅改訂に關する交渉

斯くの如く支那政府と聯合國との間に同意成立せるを以て、聯合國側は一九一七年十二月一日より協定國匪賠償金年額支拂を停止することに決すると共に右海關稅引上げに關する聯合國側の決議を實行する爲め大正六年十二月一日より上海に於て各關係國委員の會議開催せられたることとなつた。日本よりは之が代表として有吉上海總領事、早川大藏技師及大山商工技師が參加することとなつたが、右改訂會議は日本委員に於て多數側の意見に異議を唱へたる爲め會議の進行圓滑ならず、愈々改訂稅率實施を見たのは大正八年八月一日となつた。右會議に於て困難を極めたる問題は左の諸項目であつた。

- 一 改訂稅率實施前不取敢暫行率として現行關稅の上に一定額の増率を許すこと。
- 二 現實從價五分改訂の標準年度。
- 三 現實從價五分改訂の基礎價格。
- 四 改訂稅目に於て修正すべき稅率分類。
- 五 稅關手續上に加ふべき修正。

(甲) 暫行稅問題

上海關稅會議中先づ最も紛争を極めたるは暫行稅問題である。支那政府に於ては列國に於て既に主義として關稅引

上げを同意せる以上、而して右改訂税率實施に至る迄に相當の時日を要する以上取敢ず暫行措置として一定の割合を以て現行率の上に増額を行ふの必要あることを提議し、列國に於ても右は主義に於て同意することとなつた。然るに右現行輸入税の上に附加すべき暫行率として、支那政府に於ては(1)現行税率の上に其の八割八分に當る附加税を加徵するか(一九一六年及一九一七年支那海關輸入稅收入額は輸入總額に對し一・九%に相當す。即ち之を現實五分引上げとせば現行率の上に七八%引上げ差支なき勘定なり。附屬第十五表参照)、(2)輸入品に對し現實價格に照らし從價五分を課するかの二案を提議したのである。之に對し外國側各委員は支那提案の如く戰爭の爲め暴騰せる現時の異常物價を標準とすることを不可とし、米國委員は現行税率の上に五割の附加税を課することを提議し、又英國委員は三割三分の附加税を提議し、日本以外の其の他の諸國の委員は概ね右英國案に同意を表したのである。之に對し日本委員は右の如く現行税率の上に一率一定率の附加税を課することは、歐洲製品の如く戰爭の爲め價格暴騰せる物品を輸

第十五表 支那に於ける主要列國別輸入額表
(單位千海關兩)

| | | | |
|----------|-------|------|-------|
| 英國 | 1905年 | 大英帝國 | 1905年 |
| 日本 | 1905年 | 日本國 | 1905年 |
| 香港 | 1905年 | 英領諸國 | 1905年 |
| 英國 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| 帝國 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| 朝鮮 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| (朝鮮を含む) | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| 米國 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| (比律賓を含む) | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| 獨逸 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| 佛蘭 | 1905年 | 英國 | 1905年 |
| (佛印を含む) | 1905年 | 英國 | 1905年 |

輸入税總額
同上英貨換算額
總輸入額に對する割合

| | 年月日 | 金額 | 利子 | 支拂額 | 残額 |
|-----|--------|---------|------|---------|----|
| 3/0 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 2/8 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 2/7 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 3/3 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 4/3 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 5/3 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 6/4 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 6/9 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |
| 2/2 | 1 四 | 100,000 | 1.5% | 100,000 | 0 |

本表は China Year Book 1919 に據り輸入額は總輸入額として括弧内のものは純輸入額とする。
二、本表中一九三七年の貿易計數は紐育に於ける銀相場「一オンス」に付四四・八仙又對米為替相場一元に付一九仙四、而して一海關兩は一・一一一・〇二、又一海關兩は一・八五元として換算す。又輸入税總額は同年に於ける關稅純收入額二七六百萬元より輸出稅收入と認むべき總輸出額に対する二一・三%即ち一七七百萬元を差引たる殘額一四八百萬元より換算したるものとす。

入せる諸國は不利ならざるも、日本製品の如く戦争の影響を受けること比較的少なく、從て其の騰貴率少なき國の產品に對し不利なる結果となるから不公平である。現に日本より支那に輸入せらるゝ海產物の現行率の如きは從價五分以上に上るものすらある。右の如き物品に對し一率暫行附加稅を採用する場合に於ては甚だ不都合のこととなる。去りとて支那委員の第二提案の如く之を各輸入品に對し一々從價五分を課する場合に於ては課稅の際一々評價を必要とし、其の手續甚だ煩雜を來たすが故に實行不可能である。依て日本委員は暫行措置として一九一三年（戦爭開始前の年）に於ける上海税關統計に所載せられたる平均價格の百分の五か、或是一九一三年及一九一五年平均價格即ち戦爭

の年を除きたる兩年度の平均上海税關統計に掲載せられたる價格の百分の五かの孰れかを課すべしとの案を採用せんことを提議した。右日本案による場合に於ては支那政府の關稅增收額は前者に於て現行率の二割六分増となり、後者に於て現行率に對し三割増となり、大體に於て英國案の三割三分附加稅案に近似したのである。即ち日本案は其の支那に於ける關稅收入增加實質に於て英國案と殆ど同一なるものであり、而も各物品に對して公平なる暫行稅率を簡単に適用し得べきこととなるのである。然るに日本案に依り現實上海海關統計所載價格を基礎とし暫行率を算出すると、其の結果に於て英米商品に對する引上率は日本品に對する場合よりも相當高率なことが判つた。依て英國等の委員は日本案により暫行率計算の基礎とせんとする上海税關統計價格なるものは甚だ不正確なるものである。又日本案に依るときは各物品毎に一々稅率を算定せざるべからざるが故に甚だ手數を要するのみならず、右暫行率表を各國民に周知せしめんとする場合に全然新稅率表制定の場合と同様の手續を要し、戰時交通不便の際之を實行すること容易ならず等の反對を唱へ、之に同意せず。結局上海會議に於ては英國案を骨子とする次の案が大多數を以て通過したのである。

「綿絲及綿織物、毛絲及毛織物、毛綿織物其の他の織物及金屬類に對しては現行率の四割、雜品に對しては現行率の三割を增加すること。但し輸入業者は從價五分に依る選擇權を有す」

右案は日本より主として輸入せらるゝ雜品の稅率を三割増と爲したこと及輸入業者に對し從價五分納付の選擇權を附與したる点に於て日本の希望を満さんとしたるものなりと雖も、日本委員に於ては右案による場合には歐洲より輸入する布帛製品及金屬類の如く其の價格殆ど倍額となり居るものに對し現行率の上に四割増を爲すに止まるに拘らず、價格騰貴率の甚だ少なき日本產雜貨類は依然として現行率の上に三割を引上げらるべく、中には之が爲め從價五分以上に上るものも生ずべく、而して若し之を避けんとせば煩雜なる從價稅の適用を受けざるべからざることとなる。

との理由により、再び之に反対したのである。

斯くの如き日本委員の反対により暫行率案は成立を見るに至らざるが故に、支那委員は日本委員との間に單獨交渉を試み、日本に對して妥協案を提出せんことを求めた。右に對し日本委員は支那政府に於て取敢ず日本案と上海會議決議案との兩者を併用し、輸入業者は兩案孰れかにより暫行率を納むるも差支なきものとせば如何と回答した。蓋し日本は如何なる方法を以てしてか支那政府をして至急關稅增收を得せしむるを以て得策としたのである。然るに右日本提議の折衷案に對し支那政府は甚しく關稅收入を減少せしむるに至るべきこと及各國政府に於て容易に之に同意せざるべきことの二理由を以て反対し、若し日本政府に於て原則として前記上海會議の決議案を承認する場合に於ては更に一定の物品に對し除外例を設くることに同意し差支なき旨を申出でたのである。依て日本政府は右支那政府の妥協案に同意し、結局綿織絲、生金巾及燐寸の三品の暫行率に付ては些少の意見の相違を残すだけにて其の他の物品に付ては全部意見の一致を見るに至つた。斯くして暫行稅問題は最終の妥結を見んとするに至つたが、之れに對し英國委員に於ては右日支間に妥協案が成立しても更に列國の同意を得ること困難ならんに付寧ろ此の際は暫行率問題に徒らに時日を経過せんよりも、稅率の改訂其のものを急ぐことが得策であると爲し、支那委員も右英國委員の意見に傾き一九一八年七月本件に關する日支間の交渉も打切らるゝに至つた。

(乙) 標準年度及基礎價格問題

一九〇二年九月七日調印の團匪事件最終議定書第六條中には、支那關稅を現實五分稅に引上げ、之を右議定書調印二ヶ月後に實施すべきこと、又右改訂の標準年度としては一八九七年、一八九八年及一八九九年の三ヶ年間に於ける各商品陸上當時の平均價格を以て基礎とすべきことを定めて居た。然るに今回の關稅改訂に於ては斯くの如く稅率改訂の標準年度及基礎價格に付何等定むることなく、單に主義として現實五分に引上ぐべきことが支那の參戰條件とし

て北京に於て協定せられただけであつた。依て上海會議に於ては更に本二問題に付交渉多難を極むるに至つた。即ち日本委員は本改訂税率が大戰終了後も引續き行はるべきものであり、從て戰時に入り物價の特に高騰せる年度を標準とするは公正に非ずと認め開戦前三ヶ年即ち一九一一年乃至一九一三年の三ヶ年平均價格を標準とすること、又基礎價格としては換算の手數を簡易にする爲め原則として支那上海稅關報告統計面に記載せられたる各物品の價格を基礎として採用すべきことを提議した。之に對し英國委員は日本案の如く戰前の價格のみに依る時は、開戦後に於ける物價の騰貴を無視する結果となり、右は支那側に對し甚だ酷であるから、開戦の年を基礎として其の前後を二ヶ年宛採り五ヶ年、即ち一九一一年乃至一九一三年の平均市價に一割増を行ふべしと云ふ折衷案を提議した。之に對し米國委員は一九一二年乃至一九一七年の六ヶ年平均價格案を提議し、支那委員は當初一九一七年を標準年度と爲すことを提議し、後には日英案に接近せんが爲め一九一一年乃至一九一三年の平均價格に二割増を行ふ案を提議したのである。又改訂關稅を算定すべき基礎價格に對しては日本以外の委員は支那の稅關統計に掲げられたる價格は不正確であると云ふ理由の下に之れを基礎とすることに反対し、一九〇二年改訂の場合に於けるが如く支那陸上港に於ける現實市價を標準として改算すべきことを主張した。之に對し日本委員は右の如き現實市價を標準とするときは、其の算定に甚し手數を要し、結局支那の必要とする關稅引上實施を甚だ遲延せしむるに至るべしと主張した。此の如く本問題も亦日本委員の反対により上海會議に於ては到底妥協を見るの見込なかりしに付、結局右標準年度及基礎價格問題は之を北京に移され、林（權助）公使主導の下に關係各國公使間の協議行はれたるが、幾多の折衝を重ねたる結果一九一八年六月二十一日の聯合國公使團會議に於ては次の如き折衷案が可決されたのである。

「改訂稅率は一九一二年乃至一九一六年の平均價格を以て現實五分を割出すべく、而して右價格の決定は在上海委

員會の手に委ねらるべく、又同委員會は支那稅關揭載の價格並に其の他引用すべき一切の證憑を以て右決定の指針とすべし」

即ち大體に於て日本委員の主張が其の儘採用せられたのである。尤も同時に右公使團會議に於ては是迄の如く日本側代表と他の聯合國側代表との間に於ける意見不一致の爲め更に會議を遷延せしめざらしむる爲め「各國公使は電報を以て關係國委員に對し改訂事務を可成三ヶ月以内に完成すべきやう勸説すべきものとす」なる諒解をも成立せしめたのである。尙前記北京聯合國公使會議の決議に對しては、英國代表より斯くの如く戰爭開始後に暴騰せる價格をも加算するときは恒久的稅率としては多少高きに過ぐるとの意見出でたるに付、今回の改訂稅率は戰後二ヶ年内に再改訂し得べき條件を附すこととした。之れ其後一九一八年六月二十六日の上海關稅會議に於て「改訂稅率は戰後二ヶ年に於て全部又は一部改正を行ひ得べきものなりとす」なる決議を採用せる所以にして、又右決議中所謂戰後とは何ぞやとの意味に關しては、其の後在北京外交團首席公使から支那政府に對し平和克復に關する一般條約の批准交換後二ヶ年との意味なる旨を回答した。

備考 上記の如く本邦側に於て支那上海稅關報告所載價格を以て標準とすべき旨を強硬に主張した表面の理由は各商品に付一々陸上價格を評定することの煩雜にして多大の日子を要する點にありしが、更に内實の理由は支那稅關統計所載價格を検査したる結果日本の重きを置くところの綿絲布の價格が比較的の低價に掲載せられたる關係もあつたのである。由來支那稅關報告對於は英國、印度等よりの輸入額を殊更多からしめ、以て英國籍總稅務司任命等の權利を確保せんとするが如き形跡もありたるやに察せられたるに付、本邦は之れを利用せんとするの考へもあつたのである。北京公使團會議にては上記の如く統計價格と陸上價格とを併用することとなりしも、實際上の手續としては統計所載價格を實際資料により否認することは困難なりしに付、結局多くの場合に於ては本邦側主張の如く稅關所載價格を以て標準と爲すことに落付いたのである。即ち之れが爲め本邦產品に對する改訂稅率は比較的の低率に定めらるゝ結果となつたのである。

(丙) 稅率分類問題

改訂税率の分類法に關し本邦委員は、一九〇二年の支那改訂税率に於ける如く商業的名目の下に簡単なる従量税率を主張した。殊に綿織絲の如く日本產と支那產との間に激烈なる競争あるものに對しては少くとも税率を太、中、細の三種に分類し、太絲に對する負擔を出來得るだけ僅少ならしむべきことを主張した。換言すれば太絲は印度及日本より、中絲は日本より、細絲は専ら英國より輸入せられ居たるが故に、絞上三者の間に負擔の平衡を期せんとしたのである。然るに英國としては一九〇二年關稅の如く之を一本の税率とし自然英國より輸入の細絲綿絲の税率を低率ならしめんことを欲し、然らずとするも之を二税率とし、太絲のみに對し特に低き税率を設けんことを希望したるのである。之が爲めに會議は又もや停頓するに至りしが、結局日本委員の主張に基き附屬第十六表に示す如く一九〇二年の關稅に於ては「生又は漂白せるもの」を一括一擔〇・九五兩なりしものを、先づ之を「生なるもの」と「漂白せるもの」とに分ち、更に前者は「(イ)十七番手を超えるもの」一擔・二八兩、「(ア)十七番手より二十三番手迄のもの」同上一・三八兩、「(イ)二十三番手を超えて三十五番手迄のもの」同上一・九〇兩、「(ア)三十五番手を超えて四十五番手迄のもの」

第十六表 支那綿絲布輸入稅率比較表

もの」同上二・一八兩、「(金)四十五番手を超えたるもの」従價五分と細分せらるゝこととなつた。即ち支那絲との競争上本邦の最も重きを置くところの十七番手を超えるものは舊稅率に比し三割方、又十七番手より二十三番手迄のものは五割の引上げに止るに對し英國より主として輸入せらるゝ二十三番手を超ゆるものは倍額以上の引上げを見るに至つた。

綿織物に付ても稅率を細分し、一匹の從量十一封度を超えるものに對しては絲數の如何を問はず每匹〇・〇九一兩と定め、一匹の重量十一封度を超えたるものに對しては一平方吋内に於ける絲數百十本を限界とし六稅率を設くることとした。斯くて本邦より支那へ輸入せらるゝ綿布に對して、舊稅率に比し四割乃至八割の引上げに止まり、之に反し高級なる英國品は八割乃至十四割の引上げを見るに至つた。

斯く本邦としては上海會議に於て一般に平衡なる稅率を制定し得、大體に於て満足なる結果を得た。然るに當時上海に於ては既に本邦商社の經營になる紡績會社治外法權下に大に發達せんとの機運に達し居りたるが故に、彼等は本邦としても英國委員の提議の如く寧ろ將來有望なる細絲紡績製品の保護に重きを置くべきものなりとの說を爲すものがあつた。又有吉總領事の如きも右在上海紡績業者の意見に耳を傾けたる結果、日本政府は暫行率問題と言ひ、又標準年度、基礎價格、更に稅率の分類問題と言ひ、餘りにも目前の自己の利益を主張するに汲々たるを不可とした。支那の參戰條件として既に一九一七年九月七日本野外相時代在北京本邦外交代表者に於て主義として同意したる支那關稅引上げが日本の反対により年餘を過ぎ、未だ實行せられざるが如きは一般對支外交政策上採らざるところなることを屢次上申して來た。然るに本省に於て本事務を主宰せる中村通商局長は之に同意せず、支那關稅問題は在上海本邦紡績業者等の意見により決すべからず、在本邦紡績業者殊に主として太絲綿絲を製造し、而も上海に分工場を有せざるもののが、(例へば倉敷紡績の如き)支那關稅改訂の爲め多大の打撃を受くべきを防止するの必要あることを強調した、

加之歐洲大戰の結果支那貿易に於て本邦の占むる地位は昂上し、貿易上より見れば英國領土と見做すことの不都合なる香港を除外せば既に日本は英帝國を凌駕し、首位を示せる現狀に於て關稅問題に付ても從來の如く英國の尻に付くことなく、宜しく之れが指導的地位を獲得せざるべからず。之れ一般對支外交の將來の爲めにも有利なるべしとした。右強硬論は當時の後藤外務大臣の同意を得たるを以て是等の事情説明の爲め川島事務官を上海に派遣し、有吉總領事以下の委員に篤と説明せしむる等の方法を採つたのである。現に一九二〇年改訂稅率實施後は右の如き細心の注意を拂ひたるに拘らず、日本より支那に對する綿絲の輸出は大正七年八千四百萬圓に上りたるものが、大正十年には四千七百萬圓に激減した。尤も之に代り綿布は大正六年の輸出額八千五百萬圓のものが、大正十年には一億百萬圓となり稍々綿絲の輸出減を償ふを得た。

(丁) 改訂稅率の實施

斯く日本委員が列國委員全部を向ふに廻して力圖難航を重ねたる上海支那關稅會議も漸くにして一九一八年(大正七年)十二月二十日改訂稅率案を議了した。而して右改訂稅率案は關係各國全部の承認を經其の實施期を公布したる後其の效力を發生すべきものなるが、右實施時期は上海會議に於ては之を決定せず、各國夫々國內法の手續を了したる上之を實施することとなつたのである。日本政府としては從來稅率問題に對し種々の意見を提議し、會議を甚しく遲延せしめたる關係もあるにより、右實施期に付ては遅早く一九一九年五月十日列國に率先して之が承認を通告し、更に關係列國に對し之が同意を督促するところあつた。其の結果一九一九年(大正八年)八月一日より新改訂稅率は實施せらるゝこととなつた。

尙日本委員は上海改訂會議に於ては左記提議を爲し、之が同意を得た。

- 改訂稅率は各陸境に於ては夫々所定の條約により關稅に對し一定の割引率を受くること。當時支那の南方國境

緬甸及佛印との間には依然として一八五八年の舊關稅率を實施し、右舊關稅率の上に條約所定の輕減率を受け居たりしに付、之を南北滿洲國境に於けるが如くと同様改訂稅率を基礎として所定の割引稅率を課すべきを求めたのである。

二 輸入抵代稅制の改善を計ること。

三 現行禁制品目中より硫黃、硝石等を削除すること。

四 改訂稅率表に對しては番号を附し之を整理すること。

以上は勸告の形式にて上海會議より北京支那政府に移牒せられたが各項目共採用せらるゝこととなつた。

(戊) 稅率改訂の影響

改訂稅率實施の結果支那政府の獲得すべき關稅增收額は大正六年度統計表を基礎として年額四百五十萬海關兩、即ち同年輸入稅總收入額の約三割二分増を見る計算なりしが、我國よりする對支重要輸出品は歐米品に對し價格騰貴の割合比較的僅少なりしを以て、我の負擔すべき引上げ關稅率も亦比較的少なく、前記支那側は增收額中我の負擔すべきものは年額百九十七萬兩(約三百九十九萬圓)、即ち現在の負擔に對し約二割五分増になる計算であつた。尤も其の後公表せられたる統計によれば、大正九年に於ける支那輸入稅收入額は大正六年に比し九百萬海關兩を增加したが、右は輸入額の増進の關係もあるに付、若し大正九年に於て大正六年と同一額の輸入ありたりとせば、關稅收入額は二百萬海關兩の增收に止つた計算であり、夫れだけ本邦側の負擔も僅少であつた勘定である。但し支那としては大正七年以後銀價の騰貴甚しかりしに付大正六年に於ける英貨換算關稅總收入額三百四十九萬磅のものが、大正九年には八百五十七萬磅に増加し、又前記の如く輸入額が大正六年と同額なりとして計算すれば、大正九年の關稅收入額は三百四十九萬磅より六百九十五萬磅に増加した勘定である。

當時支那に於ける貿易情勢を見るに附屬第十五表に見るが如く、歐洲大戰開始と同時に殊にロシア、佛蘭西、英吉利等よりの輸入額は激減し、之に代へ本邦の有する輸入貿易上の地位は益々向上し、香港を除外する場合に於ては事實支那と香港との貿易は、本邦、米國其の他英國以外の諸國との仲介品たる場合が多い)、本邦は支那貿易上首位を占むるに至つた。而して支那政府と英國政府との間に於ける了解により英國が支那貿易の首位を占むる間に限り、支那海關總稅務司は英國人を以て充つることになつて居るから、此の英國の占めたる地位は戰爭の爲め日本に移らざるを得ない形勢を示すに至つた。斯くて大正七年の上海關稅改訂會議を機會として其の後支那に於ける貿易上の問題に付ては、常に日本が指導的地位を有するに至つた。

尙支那に於ては歐洲大戰開始後銀相場は甚しく下落し、例へば前記團匪事件後關稅改正の際に於ける稅率換算の標準年度たる一八八七年乃至一八八九年に於ける一海關兩平均價格は二志九片なりしが、一九一五年には二志七片に下落したりしが故に、同年に於ける輸入額減少と相俟ち支那に於ては關稅收入を以て團匪事件に基く金拂らい賠償金の支拂ひに對し多大の困難を極むることとなつた。然るに其の後間もなく開戰後銀貨は益々騰貴せしに付、關稅會議の停頓に拘らず、支那は左程賠償金支拂ひに困難を感じざることとなり、一九一七年十二月一日以後は右前記の如く支那參戰の爲め賠償金の支拂停止を受け、更に一九一九年八月一日より改訂稅率實施により益々多額の收入を得るに至つたのである。斯くて支那は參戰により財政上甚だ有利なる地位に立ちたるも、其の後國內は依然として軍閥間の鬭争を繼續し、中央政府は關稅引上げによる收入増加を以てするも何等財政上の安固を來たずに至らなかつた。

第四 支那に對する西原借款及共同防衛に關する交渉

之より先大正五年十月九日成立の寺内内閣に於ける本野外相は曩に大隈内閣に於て加藤外相が、歐洲大戰中を利用し日支間の懸案問題の一掃を試みんが爲め大正四年一月二十一ヶ條の要求を提議したるの故智に倣ひ、支那に於ける

日本の特殊地位獲得に對し更に一步を進める事を企圖するに至つた。即ち本野外相は寺内閣が大正七年九月二十五日原内閣に代る間に於て北京に特に寺内首相及勝田藏相の信認せる西原龜三氏を派遣し、段祺瑞政府に接近し曹汝霖財政總長等との間に矢纏ぎばやに政治的目的を有する數次の借款を與へ、其の合計金額一億八千萬圓の多額に上つた。之所謂西原借款なるものなるが、其の主なるものは支途により(一)一九一七年一月二十日の第一次交通銀行借款五百萬圓及同年九月二十八日の第二次交通銀行借款二千萬圓、(二)一九一八年四月三十日の有線電信借款二千萬圓、(三)一九一八年六月十八日の吉會鐵道借款前貸金一千萬圓、(四)一九一八年八月二日の吉黑金鑛森林借款三千萬圓、(五)一九一八年九月二十八日の滿蒙四鐵道借款前貸金二千萬圓、(六)一九一八年九月二十八日の山東二鐵道借款前貸金二千萬圓、(七)一九一八年九月二十八日の參戰借款二千萬圓（通計一億四千五百萬圓）であつた。即ち同内閣成立前に於ける對支借款合計額は約一億二千萬圓に過ぎざりしものが、茲に遽に倍額以上となりたるのである。尙是等新借款は從來正金銀行を本邦代表として英佛米等の列國と共同して之に當りたる所謂對支借款團とは獨立し、勝田藏相の特別庇護下にありし日本興業銀行、臺灣銀行及朝鮮銀行の手を經由せしとも、其の特殊性を窺ふに足るのである。而して是等借款の目的たる一に段祺瑞中央政府を援助し、右をして支那全地域の治安を確保せしめ、其の間に日支間の政治、經濟的關係を特に密接せしめんことを主眼としたりしが故に、右借款の擔保として掲げたるものは概ね甚だ不確定なるもので單に列國との協定上名義上政治借款たるを避け實業借款の假面を造りたるものに外ならなかつた。從て右借款の目的及擔保たる森林、礦山、鐵道等も右借款に依り何等開設せらるゝことなく、概ね中央政府の軍備に費消せらるゝに止まつた。若し幾分にても產業開發上役立つたものがありとすれば、後に至り日本が南滿洲鐵道の枝線として吉會線を布設せんとするに當り、上記(三)の前貸金契約が利用せられた位である。

前記支那參戰に關する列國側勸告に對する大正六年（一九一七年）十月五日付支那側回答末項に於て支那政府は聯

合國側の戰爭行爲に對し出來得る限りの共助を爲すべきことを約したるが、日本は單獨に支那との間に大正七年三月十五日東京に於て本野大臣と章駒日支那公使との間に共同防敵に關する公文を交換し、之を受け同七年五月十七日及同十九日北京に於て陸海共同防敵に關する軍事協定が日支陸海軍事當局の間に締結せらるゝこととなつた。而して前記交換公文中には共同防敵の目標に關し左記二項を掲ぐると共に附屬協定を以て右共同防敵の爲日本軍隊の支那國境内にあるものは總て戰爭終了後を俟て支那國境内より一律撤退すべきことを約した。尙上記西原借款(七)に於て支那參戰の爲別に二千萬圓を交付せしこも、右共同防敵に關する協定を活用せんが爲めと思はれた。

一 「支那國政府及日本國政府ハ敵國勢力ノ日ニ露國境内ニ蔓延シ其ノ結果將ニ極東全局ノ平和及安寧ヲ侵迫スルノ危險アラムストルニ因リ此ノ情勢ニ適應シ且兩國カ此次ノ戰爭參加ノ義務ヲ實行セムカ爲行フヘキ處置ヲ速ニ協同考量スルモノトス」

二 「前項ニ依リ兩國政府ノ合意ヲ經タル後決定スルコトアルヘキ事項ヲ實行セムカ爲兩國陸海軍此次ノ共同防敵

戰略ノ範圍ニ付協力ヲ行フヘキ方法及其ノ條件ハ兩國當局官憲ニ於テ之ヲ協定スヘク該當局官憲ハ相互ノ利害問

題ニ付互ニ慎重誠實ニ隨時協議シ茲ニ兩國政府ヨリ確定シテ時機ヲ俟テ實行スルモノトス」

右共同防敵協定の目的とせるところは對蘇關係であつた。即ち防共協定の先驅である。當時ロシア帝國は革命により崩壊し、大正七年三月十三日にはブレストリトウスク條約調印せられ、赤蘇革命軍はチエツコ獨立軍を逐ふて漸次東部西伯利亞地方に迫るに至りたるに付日本は支那と共同して右蘇聯軍の進出を防衛するの必要が生じたのである。他方大正七年八月二日米國政府は日本政府に勸告してチエツコ軍救援の爲め西伯利亞に共同出兵を爲さんことを求め米國軍が浦鹽より北滿鐵道線を占領したるに對し、日本は浦鹽より黑龍江鐵道線を占領の上、更にコルチャツク白露軍を助けて兵をオムスクに進むるに至つた。然るに間もなく大正七年十一月十一日にはヨーロッパに於て休戰條約成

立し、大正九年一月十日には對獨平和條約實施せらるゝに至りたるによりチエツコ軍は夙に北美經由本國に歸還し、米國は日本の野心を虞れ、日本の同意を俟たず單獨に西伯利亞より撤兵するに至り、日本軍のみコルチャツク軍を助けて赤軍と西伯利亞に於て對峙するに至つた。

第六節 米國との條約交渉

第一款 加州土地法に關する交渉

明治四十四年七月小村條約實施から大正九年一月對獨平和條約實施迄日米貿易は空前の繁榮を極めた。明治四十三年に於ける對米輸出額一億四千四百萬圓のものが、大正八年には八億二千八百萬圓に増加し、米國よりの輸入額も亦明治四十三年に五千五百萬圓のものが、大正八年には七億七千六百萬圓の多きに上つた。其の理由は大戰後に於ける一般物價騰貴に拘らず米國に於ては一九一三年制定の低率なるアンダーウード・シモンズ關稅法を、又日本に於ては一層低率なる明治四十三年の關稅定率法を其の儘維持し、兩國の關稅率は自由主義に近きものとなつた爲めである。從つて日米兩國間に於ては日本と英佛獨伊等との間に於けるが如く小村條約に於て相互關稅協定の設定なきに拘らず、最惠國條款交換の下に輸出入額共に益々増進するに至つたのである。

之れに反し移民問題に關しては小村條約の規定不充分なる爲め、大正二年には早くも所謂加州土地法案に關し日米間に困難なる外交交渉を生ずるに至つた。即ち一九一一年（明治四十四年）七月十七日より實施の日米通商航海條約に於て舊陸奧條約第二條末項が削除され、條約面に於てはアメリカがヨーロッパ諸國と結んだものと全然同一のものになつた。又其の第一條には日本側の註文により特に入國自由の規定が挿入された。然るに右日米新條約中には日英

新條約等と異り、土地所有權に付明確なる保障がなかつた。右欠陥を利用し歸化能力なき外國人は土地を所有することを得すと云ふ趣旨の加州土地法が大正二年に至り加州々議會を通過したのである。之より先き一九一一年日米通商航海條約實施後加州々議會に於ては日本人を目的とするも特に日本人と指稱せず、外國人一般の土地所有を禁止せんとするの法案が數次提出されたが、いつもそれ迄は米國中央政府の努力により成立を見ずにするのである。然るに一九一三年（大正二年）一月六日、加州々議會が開かれ、日本人に關係ある多數の排斥法案が提出されたが、その中でも日本人の不動產所有禁止を目的とする數種の土地法案が出た。其の内容は或はアジア人とか或は歸化能力なき者とかは加州に於て土地を所有することが出來ないといふ風に、表面は日本人と書いてないが、事實は日本人を目的としてゐたのである。この時加州に於て日本人は他の亞細亞人又は歸化能力なき外國人と異り土地を所有してゐるもの多數あつた。此の日本人を目的とした加州土地法が一九一三年五月十九日に加州の兩院を通過し八月十日から實施になつたのである。これが有名な加州土地法で、小村條約改正後に於ける對米外交に於て日本が始めて煮湯を飲ませれたのである。

その要點は第一項に於て米國々法により米國市民たるを得る外國人は市民と等しく不動產及び之に關する權利を取得、使用、譲渡、委譲又は相續することを得と定め、第二項に於て株主の多數がこの種外國人たる團體、又は發行株式の過半がこの種外國人の所有に屬する會社に關しても亦同じといふ規定をした。即ち歸化能力ある外國人は米國市民と同じく不動產並に之に關する權利を取得することが出来るのであるが、米國歸化法上歸化能力なき者は土地所有を爲し得ざることとなるのである。而して日本人が歸化能力ありや無しやは當時まだ最終的には決つてはゐなかつたが、一審、二審の州裁判所に於ては日本人はモンゴリアンとして歸化能力なしと云ふ判決があつた。米國歸化法に於てはフライ・ホワイト（自由白人）とアフリカン・デッセンダント（黒人）が歸化能力ありと規定して居る。右歸化法制定